

ひとり親家庭

応援ガイドブック



甲府市役所 子ども未来部 子育て支援課

令和8年1月版

甲府市ひとり親家庭相談員

ひとり親家庭相談員は、各地域に居住しており、ひとり親家庭の皆様の身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行うとともに、生活意欲の向上を図り、皆様の福祉の増進に努めるために市長が委嘱した方です。

何か日常生活で困ったこと、相談したいこと等がありましたら、お気軽にお電話してください。

あなたの担当地区ひとり親家庭相談員は、次の方です。

氏名	
連絡先	

※相談業務を行うため、事前にひとり親・寡婦世帯調査票をひとり親家庭相談員に渡しております。

相談員から訪問、電話をすることがあります。その際に困りごと、相談したいこと等がありましたら、お気軽にご相談ください。

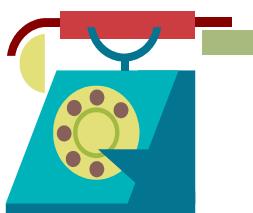
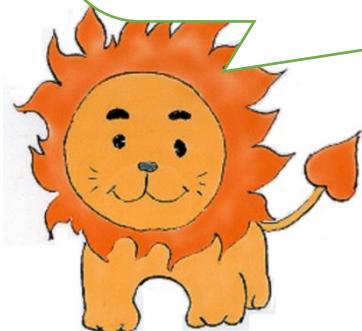
なお、身上相談等で聞き取りを行なった個人の情報は、他に漏れませんのでご安心ください。

ひとり親家庭相談員への電話のかけ方（例）

「母子（父子）世帯の相談をしたいのですが
ひとり親家庭相談員の〇〇さんは、いらっしゃいますか？」

「相談をしたいのですが、ご都合が付く日はいつ頃でしょうか？」

※電話をした際、ひとり親家庭相談員に氏名・電話番号を伝えてください。



もくじ

経済的支援

ひとり親家庭が受給できる手当（児童扶養手当）	4
医療費に困ったとき（ひとり親家庭等医療費助成）	8
通勤時にJRを利用する時の割引	9
子どもが小中学校へ入進学するとき（ひとり親家庭等小中学校入進学祝金）	10
ひとり親家庭が受給できる年金（遺族年金・寡婦年金・死亡一時金）	10
税の軽減（ひとり親控除・寡婦控除）	11

就業・生活支援

仕事に係る資格を取得したいとき（甲府市ひとり親いきいき自立応援給付金）	11
仕事がみつからないとき	11
母子生活支援施設	12
日中、仕事があるので子どもを預けたい	12
福祉資金の貸付制度	14
生活に困窮したとき	16

相談支援

生活全般について相談したいとき	16
ひとり親家庭福祉連合会	17

ひとり親家庭が受給できる手当

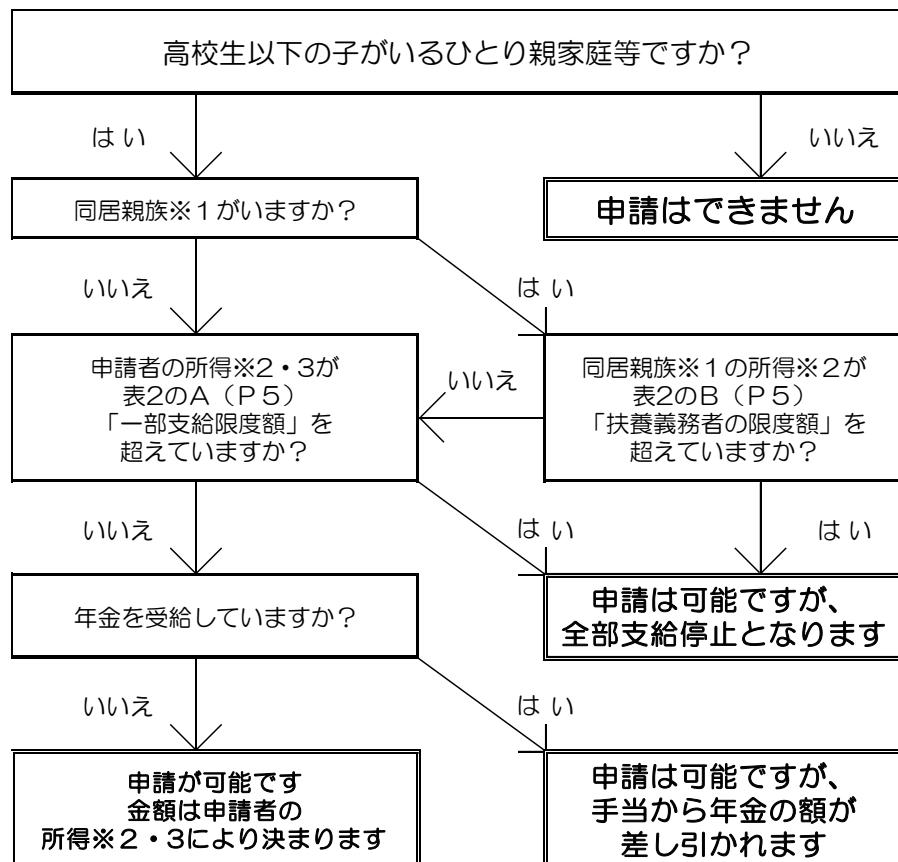
児童扶養手当

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を通じて、児童の健全育成を図るための制度です。

支給期間は、対象児童が18歳を迎える年の年度末（3月31日）までです。

ただし、一定の障がいを有している児童は20歳の誕生日の前日まで延長ができます。

＜児童扶養手当受給フロー＞



※1 対象となる親族は申請者の直系血族・兄弟姉妹です。

※2 1~10月分の手当は前々年中、11~12月分の手当は前年中の所得を元に算出します。

※3 申請者の所得には、該当年中に支払われた養育費の8割を加算します。

＜対象者＞

次のいずれかに該当する18歳に達した日以後の最初の3月31日（障がい児は20歳）までの児童を育てている母（父）、養育者に支給されます。

- ・父母が離婚した児童
- ・父（母）が死亡または生死不明である児童
- ・父（母）が重度の障がいを有する児童
- ・父（母）が1年以上拘禁されている児童
- ・父（母）に1年以上遺棄されている児童
- ・父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・未婚の母の児童
- ・父母がない児童

＜手当額（月額）＞

手当は、所得審査を行い、令和8年10月分までの手当が決定されます。

表1：手当支給額（令和7年4月から）

支給区分	児童1人の場合	児童2人以降の場合
全部支給	46,690円	左欄手当額に 11,030円加算
一部支給	所得額に応じて 11,010円から 46,680円まで	左欄手当額に 5,520円から 11,020円加算
支給停止	令和8年10月分まで支給停止	

※ 一部支給額の計算式は7ページに掲載しております。

＜所得制限限度額＞

手当を受けるには、受給資格者（母、又は父、養育者）及びその扶養義務者の令和6年中の所得が審査対象になります。

またの金品の8割相当額が母（父）の所得に加算されます。

表2：所得限度額※1（令和7年度）

区分	扶養親族の数	全部支給	一部支給
受給資格者の所得	0人	690,000円	2,080,000円
	1人	1,070,000円	2,460,000円
	2人	1,450,000円	2,840,000円
	3人	1,830,000円	3,220,000円
扶養義務者※2及び孤児等の養育者の所得（扶養義務者と同居の場合等）	0人	2,360,000円	
	1人	2,740,000円	
	2人	3,120,000円	
	3人	3,500,000円	

※1：令和6年中の所得金額に、母（父）及び児童が受け取る児童の父（母）からの養育費等（養育費・生活費・家賃等）の8割相当額を加算し、児童扶養手当法施行令により定められた控除額を差し引いた額です。

※2：扶養義務者とは、受給資格者と同居している父母兄弟姉妹等です。

＜申請手続き＞

新規申請の場合は、次の書類等が必要になります。

ご不明な点は、子育て支援課（237-5674）にお問い合わせください。

- ・申請書類一式
- ・申請者及び対象児童の戸籍謄本
- ・預金通帳（申請者名義のもので口座番号がわかるもの）
- ・その他必要書類（パスポート、在留カード、個人番号カード等）

※申請者の状況によって必要書類が追加されることがありますので、必ず、子育て支援課で説明を受けた上で、必要書類を用意してください。

＜支給時期＞

5月、7月、9月、11月、1月、3月の11日（休日の場合は直前の金融機関営業日）にそれぞれ前月分までの手当を支給します。

例えば・・・7月の支給日には、5、6月分の手当を支給します。

A

B

＜受給資格更新手続き＞

手当の受給資格がある方は、毎年8月1日から8月31日までの間に法令で定められている児童扶養手当現況届を受給者本人が子育て支援課に提出し、受給資格の更新手続きを行ってください。なお、現況届の書類は、例年7月下旬に受給者宅に郵送いたしますので、あらかじめ記入の上、市役所にお持ちください。

更新手続きを3年間行わない場合、時効により、受給資格が喪失となります。

＜5年を経過すると＞ 重要！！

手当を受給してから5年が経過し、受給資格者やその子どもの障がい・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない方については、手当の金額が2分の1に減額される場合があります。対象者には5年を経過する前々月に通知いたします。就労等している場合は、必要書類を提出していただければ減額されませんので、その場合は、一部支給停止適用除外事由届と下記に該当することを証明する書類の提出をお願いします。

- ・就労している（資格確認書（市町村国保・任意継続を除く）、雇用証明または給与明細）
- ・求職活動をしている（求職活動をしていることがわかる証明）
- ・障がいがある（手帳または医師の診断書）
- ・介護をしている（介護証明と診断書または障害者手帳等）

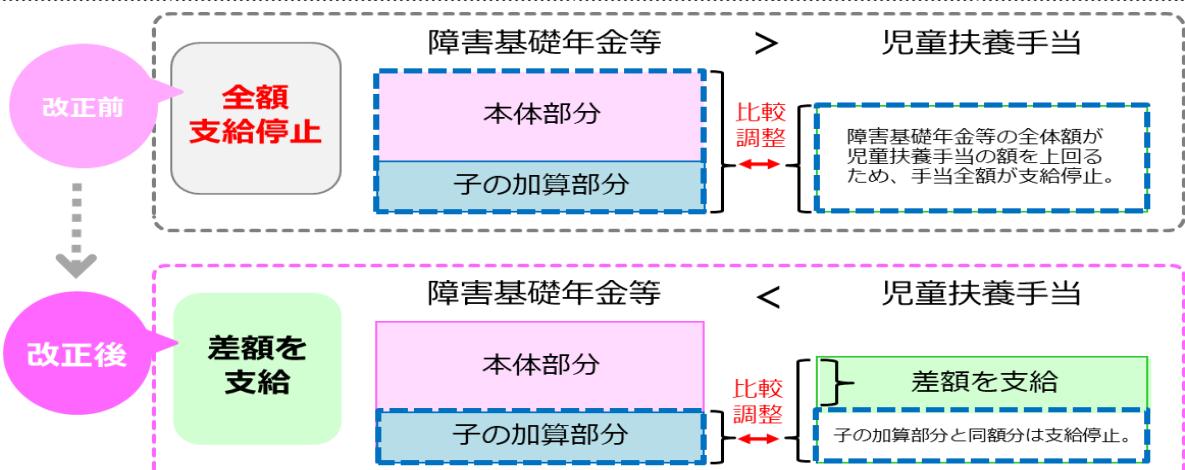
※平成26年4月の児童扶養手当法の改正により公的年金給付等を受給する場合、手当との差額分が支給されることになりました。手当額が公的年金給付額を下回る場合は、引き続き児童扶養手当は支給されませんのでご注意ください。

＜障害基礎年金等受給者の皆様へ＞

令和2年6月の制度改正により、令和3年3月分（令和3年5月支払）から児童扶養手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算出方法が変わりました。

① 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わりました。

これまで障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月からは、障害年金の子の加算部分の額が児童扶養手当の額を下回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。



なお、障害基礎年金等以外の年金（遺族年金、老齢年金、労災年金や障害厚生年金3級）は、今回の改正後も調整する公的年金等の範囲に変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合のみ、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

②支給制限に関する所得の算定方法が変わりました。

令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等（障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など）が含まれます。

新たに児童扶養手当の認定を受ける場合は、子育て支援課へ申請が必要です。

児童扶養手当の新規申請の際には、申請の前に事前に窓口での相談が必要になります。

※次のようなときは、必ず届出が必要です！

・住所の変更

住所変更届の提出が必要です。

・手当受取金融機関の変更

口座変更届の提出が必要です。届出の際、通帳と印鑑が必要になります。

・児童扶養手当証書の再発行

亡失届の提出が必要です。その場での再発行をご希望の場合は顔写真付きの身分証明書が必要となります。

・受給者の死亡

喪失届と未払分請求書の提出が必要です。未払金の支払いについては受給者の対象児童の口座に振り込みますので、児童名義の通帳と印鑑が必要です。

・対象児童の婚姻、死亡、非監護、児童福祉施設入所

喪失届または減額改定届の提出が必要です。減額改定になるのはその他の対象児童がいる場合のみとなります。

・受給者の拘禁、婚姻（事実上の婚姻状態となっていることを含む）

喪失届の提出が必要です。最終の振込をする場合は必要に応じて、新姓の口座提出をお願いする場合があります。

・公的年金の受給

公的年金の月額が児童扶養手当の月額を上回る場合、児童扶養手当は支給停止となります。また、下回る場合でも、公的年金の月額を差し引いた金額を支払うこととなります。

令和3年3月分（令和3年5月支払い）から、障害基礎年金等は、障害基礎年金等の子の加算分の月額を児童扶養手当の月額と調整します。また、令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する所得に非課税公的年金等も含まれます。（7ページ参照）公的年金を受給開始した場合は、必ずご申告ください。

・氏名の変更

受給者または対象児童の名前が変更となった場合、氏名変更届の提出が必要となります。届出時または届出後に戸籍謄本の提出をお願いいたします。また、氏名変更に伴い、手当受取金融機関の口座名義も変更した場合は、口座変更届の提出も必要です。届出の際、通帳と印鑑が必要になります



児童扶養手当

※上記について届出が無く、過去に遡って判明した場合、既に支給した児童扶養手当を返還していただく場合があります。

(参考) 5ページ一部支給額の計算式（令和7年4月以降）

一部支給は所得に応じて月額46,680円～11,010円まで10円単位で算出します。

◆第1子

46,690円 - $((\text{母(父)又は養育者の所得額}^{\ast 1} - \text{所得制限限度額}^{\ast 2}) \times 0.0256619 + 10\text{円})$
10円未満四捨五入

◆第2子

11,030円 - $((\text{母(父)又は養育者の所得額}^{\ast 1} - \text{所得制限限度額}^{\ast 2}) \times 0.0039568 + 10\text{円})$
10円未満四捨五入

※1 所得金額に養育費等の8割相当額を加算し、児童扶養手当法施行令により定められた控除額を差し引いた額です。

※2 所得制限限度額は、5ページの表に定める所得制限限度額表の全部支給限度額です。

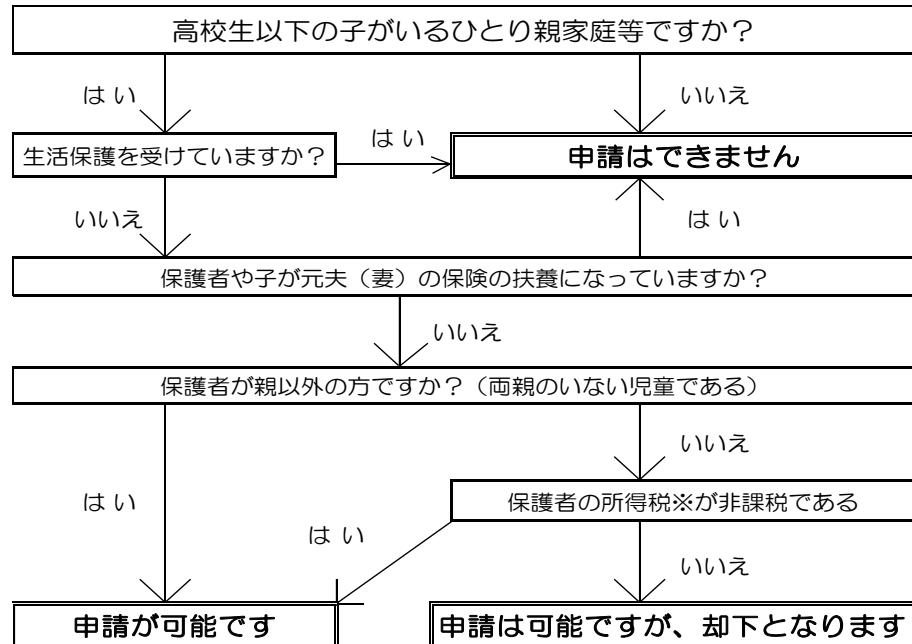
※3 甲府市ひとり親いきいき自立応援給付金は、手当額算定の所得には含みません。

医療費に困ったとき

ひとり親家庭等医療費助成

病院にかかったときの医療費のうち、保険給付の対象となる医療費の自己負担分を全額助成する、ひとり親家庭を経済的・精神的に支える制度です。

＜ひとり親家庭等医療費助成受給フロー＞



＜対象者＞（フローをご参照ください）

- 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している所得税の納付義務のないひとり親家庭の母（父）と児童
- 両親のいない児童

＜参考：所得税について＞

対象年中の収入が1か所から支給された給料のみで、かつ年末調整がされている場合、源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額が所得税額になります。源泉徴収税額が0でない場合は所得税が課税されています。ただし、「16歳未満扶養親族の数」や「その他」に数字が入っている場合は、源泉徴収税額がある場合でも助成が受けられる場合があります。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受ける者		住 所 又は場所		（受給者番号）				（個人番号）				（役職名）				（氏名）				（フリガナ）				名											
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額				内				内				内				内							
		内	千	内	千	内	千	内	千	内	千	内	千	内	千	内	千	内	千	内	千	内	千	内	千	内	千	内	千						
控除対象配偶者の有無等		老人		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)				16歳未満扶養親族の数 (本人を除く。)		16歳未満扶養親族の数 (本人を除く。)				内		内		内		内		内		内		内		内		内		内	
有	従有			千	円	人	人	内	人	人	内	人	人	内	人	人	内	人	人	内	人	人	内	人	人	内	人	人	内	人	人				

＜申請手続き＞

申請は、次の書類等が必要になります。

- ・申請書類一式
- ・申請者と児童の健康保険の情報が分かるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ等）
- ・朱肉を使用する印鑑
- ・申請者及び対象児童の戸籍謄本
- ・預金通帳（申請者名義のもので口座番号がわかるもの）
- ・その他必要書類（在留カード等）

※申請者の状況によって必要書類が追加されることがありますので、必ず、子育て支援課で説明を受けた上で、必要書類を用意してください。

＜受給資格更新手続き＞

○毎年8月に更新があります。更新申請書を子育て支援課に提出してください。8月中に更新手続きがないと、継続して助成を受けることができません。

※次のようなときは、必ず届出が必要です！

- ・**健康保険の資格や住所、その他受給者証に記載されている内容の変更**
変更届の提出が必要です。変更届の提出がない場合、受給者証を使用することができません。
- ・**金融機関の変更**
口座振替依頼書の提出が必要です。届出の際、通帳と印鑑が必要になります。
- ・**受給者証の再交付**
再発行届の提出が必要です。その場での再交付をご希望の場合は顔写真付きの身分証明書が必要となります。
- ・**受給者の死亡**
喪失届の提出が必要です。児童名義の預金通帳と印鑑が必要です。
- ・**対象児童の婚姻、死亡、非監護※、児童福祉施設入所等**
喪失届の提出が必要です。その他の対象児童がいる場合は該当した児童のみとなります。
※対象児童が自身の社会保険に加入した場合を含む。
- ・**受給者の拘禁、婚姻（事実上の婚姻状態となっていることを含む）**
喪失届の提出が必要です。拘禁日、婚姻日（事実婚状態になった日）以降に受給者証を使用することはできません。

※上記について届出が無く、過去に遡って判明した場合、既に支給した医療費助成額を返還していただく場合があります。



ひとり親家庭等医療費助成制度

通勤時にJRを利用する時の割引

児童扶養手当を受給している世帯の方で、通勤時に利用するJRの通勤定期券を購入する場合の割引制度です。（3割引となります。）

○手続きに必要なもの

- ・児童扶養手当証書
- ・印鑑
- ・定期券を購入する人の写真
(たて4cm×よこ3cmで6ヶ月以内に撮影した証明用写真)

※児童扶養手当が全部支給停止の方は利用できません。

子育て支援課で手続きした後、「特定者資格証明書」、「特定者用定期乗車券購入証明書」を交付しますので、JRの窓口にお持ちください。

子どもが小中学校へ入進学するとき

甲府市ひとり親家庭等小中学校入進学祝金

ひとり親家庭の児童が、小・中学校へ入進学する場合に保護者に祝金をお贈りします。ただし、世帯全員の所得税が非課税の世帯に限ります。

(祝金額) 小学校入学 5,000 円

中学校進学 10,000 円

※ 例年2月中に学校説明会の場等で、申請書を配布します。



甲府市ひとり親家庭等小中学校入進学祝金

小中学校就学援助制度

経済的な理由で、お子さんに義務教育を受けさせることが困難な場合に、学用品費・給食費など学校にかかる費用の一部を援助する制度です。

- ・必要書類等・・申請用紙
- ・手続き先・・お子さんが通学している小中学校



小中学校就学援助制度

お問い合わせ先

甲府市役所教育部学事課 TEL 223-7322

学用品等のリユース事業

子育て世帯の負担軽減や資源の有効・循環利用を推進することを目的に、学生服や体育着、部活動時に使用するスポーツ用具などについてのリユース事業を、市内の小・中学校からモデル校を選定し行っています。

モデル校において収集された学用品（学生服・体育着等）を、その学校に通われている方、または今後通う予定の方に無料で提供いたします。

※受け取り時に、身分証明書（運転免許証・学生証等）の提示が必要です。



学用品等のリユース事業

お問い合わせ先

甲府市役所子ども応援センター TEL 225-3880

ひとり親家庭が受給できる年金

＜遺族基礎年金＞

国民年金に加入している者が死亡したとき、生計を維持されていた児童のある配偶者または児童に遺族年金が支給されます。児童とは、18歳に達する以後の最初の3月31日までの間の者、及び障がい者は20歳未満の者（障がい者は20歳から障害基礎年金の対象となる。）

ただし、死亡した者が加入期間のうち2/3以上の保険料（免除期間を含む）を納めているか、または老齢基礎年金の受給資格を満たしていることが必要です。

＜寡婦年金＞

寡婦年金は、第1号被保険者としての保険料納付期間と免除期間を合わせた期間が25年以上ある夫が死亡したとき、夫に生計を維持され、10年以上婚姻関係がある妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。

＜死亡一時金＞－自営業者等の場合－

国民年金第1号被保険者に加入し保険料を3年以上納めて老齢基礎年金や障害基礎年金を受けないままに死亡したときには、生計をともにしていた遺族に死亡一時金が支給されます。（納付済期間により120,000円から320,000円）

※ただし、遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受けられる場合は、死亡一時金は支給されません。



国民年金

お問い合わせ先
甲府年金事務所 TEL 252-1431 にご相談ください
(※国民年金にのみ加入されていた方は、甲府市役所市民課)

税の軽減（ひとり親控除・寡婦控除）

所得が一定金額以下等の条件を満たすひとり親や寡婦の方を対象にした所得税・市県民税の控除制度があります。条件を満たしている場合は、勤務先、税務署（所得税）、市役所（市県民税）で申告すると、「ひとり親控除」や「寡婦控除」の対象となり、税が軽減または非課税となる場合があります。



お問い合わせ先

甲府税務署 TEL 254-6105 (所得税)

甲府市役所市民税課個人市民税係 TEL 237-5398 (市県民税)

所得控除の種類

仕事に係わる資格を取得したいとき

甲府市ひとり親いきいき自立応援給付金

資格取得を容易にし、雇用の安定、就職の促進を図るため、次の給付金を支給します。

＜支給額＞

受講費 支援	①就業支援給付金 (修了後支給)	受講費用の 60%
	②入学支援金 (入学後支給)	入学金の 50%
生活費 支援	③資格取得奨励金 (毎月支給)	市民税 非課税世帯 月額 100,000 円 (最終学年は月額 140,000 円)
	④修了一時金 (修了後支給)	市民税 課税世帯 月額 70,500 円 (最終学年は月額 110,500 円)
		50,000 円
		25,000 円

＜対象講座＞

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、社会福祉士などの資格を取得できる講座

※ ①の給付金を受給する場合は、雇用保険制度に規定する教育訓練講座が対象です。

※ ②③④の給付金を受給する場合は、6か月以上の講座が対象です。



＜対象者＞

次の条件を満たす方が対象です。なお、受講開始前の相談（面談）が必要です。

- ・本市居住のひとり親家庭の父または母
- ・児童扶養手当を受けている方、または同等の所得水準の方
- ・過去にこの制度の給付金を受給していない方
- ・資格を取得することで経済的自立が図れる方

ひとり親家庭への資格取得支援 (いきいき自立応援給付金)

仕事がみつからないとき

● ハローワーク甲府（公共職業安定所）、ワークプラザ甲府（甲府市役所2F）

公共職業安定所では、専門の相談員等が就職についてのきめ細やかな相談・指導を行い、適正や希望にあった事業所への職業紹介に努めています。

また、子育て中の方など仕事と家庭の両立を目指している方を応援するマザーズコーナーが設けられています。



お問い合わせ先 ハローワーク甲府 TEL 232-6060

○ハローワークの利用方法や職探しの方法など、就職に関するることは遠慮なく子育て支援課までご相談ください。また、児童扶養手当受給者の求職ニーズに応じた「自立支援プログラム」を作成し、ハローワークと連携しながら自立支援及び就業支援を図ります。

市役所内の就労相談
「ワークプラザ甲府」

- 技能を身につけるために・・・山梨職業能力開発促進センター（ポリテクセンター山梨）
 - 仕事に就く前に技能を習得したい方は、専門の指導員のもとで職業訓練を受けられます。
 - 申し込み・・・ハローワーク又はポリテクセンター山梨
 - 費用・・・無料（テキスト代は、自己負担）
 - 期間・・・6か月 ※技能取得後、仕事や職場環境に慣れるため3日間体験就職することもできます。

お問い合わせ先 TEL 241-3218

● 山梨県立就業支援センター

県が設置・運営する職業能力開発施設です。昼間は、求職の方を対象に3か月～1年間の職業訓練を行っています。職業訓練は就業相談と職業紹介をセットし、就職をサポートします。また一般の方を対象に職業適性など就業に関する相談を行っています。夜間は、職に就いている方を対象に短期の講座（能力開発セミナー）を開講しています。

お問い合わせ先 TEL 251-3210

● 甲府市母子家庭等就業・自立支援センター

甲府市では「母子家庭等就業・自立支援センター事業」を実施しています。母子家庭等の家庭の状況、就業経験に応じ、就業に結びつきやすい就業支援セミナーの開催、ハローワーク等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供することにより、母子家庭等の自立支援を促進します。



母子家庭等就業・
自立支援センター

＜事業内容＞

就業支援事業	就業アドバイザーによる就業相談、職業紹介、求人開拓・相談関係者の研修会の開催
就業支援セミナー等事業	母子家庭の母等を対象とした就職に結びつく就業支援セミナーの開催、技能習得講座の開催（パソコン講座、介護職員初任者研修講座）
就業情報提供事業	ホームページ内で求人情報などの提供
特別相談事業	県弁護士会の法律相談（養育費確保等）

お問い合わせ先

（財）山梨県ひとり親家庭福祉連合会 TEL 252-7014

母子生活支援施設

母子家庭の母と子の精神的な安定及び経済的自立を目的とした施設です。

DV被害や障がいのある母子世帯など、自立した生活ができない世帯が一時的に入所し、施設職員の支援を受けながら自立を目指すもので、福祉事務所が、児童の福祉に欠けると認めた者に限り入所できます。入所には申請が必要ですので、子育て支援課にご相談ください。

日中、仕事があるので子どもを預けたい

● 保育所等について

- 事業内容：保護者が外勤、内職、病気、看護等の理由によって、日中又は夜間、家庭でお子様の保育ができない場合、保護者に代わって0歳から未就学のお子様を保育します。市内の保育施設は公立保育所、私立保育所、認定こども園、小規模保育施設などがあります。
- 入所申請：甲府市役所子ども保育課で受付します。毎月10日までに入所の申込を済ませ、承諾を得ると、翌月の1日から入所できます。
- 保育料：住民税の課税状況により決定します。母子、父子家庭及び障がい者がいる家庭には軽減措置があります。



お問い合わせ先

甲府市役所子ども保育課 TEL 298-4473（直通）

保育料について（兄弟姉妹入所・減免・ひとり親家庭）

● 子育て短期支援事業（ショートステイ）について

保護者の疾病、出産、看護、事故、災害などにより、一時的に家庭での養育が困難となった18歳未満の児童を児童養護施設で短期間お預かりします。

○費用用：課税状況により異なります。別途食事代が掛かります。

○利用期間：7泊以内（1泊2日～7泊8日）

○実施場所：児童養護施設（めだかの学校ジュニア・あいむ）



子育て短期支援事業（ショートステイ）

お問い合わせ先

甲府市役所子ども保育課 Tel 237-5669（直通）

● ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方からなる会員組織です。短期的・突発的に保育所・学校の送迎、子供の一時預かり等の援助が必要になった場合にご利用ください。（事前登録が必要です。）アドバイザーが会員による相互援助活動の調整等を行っています。

○対象児：生後3か月程度から小学校6年生

○利用料：1時間 700円（月～金曜日7:00～19:00）

1時間 800円（土、日、祝日及び基本時間外）

※ひとり親家庭を対象に利用料の助成を行っています。（所得制限あり）



ファミリー・サポート・センター

お問い合わせ先

中央部幼児教育センター内 Tel 223-2253（直通）

● 放課後児童クラブ（学童保育）

保護者の就労等により、昼間留守になる家庭の小学校に就学している児童を対象に下校後の生活の場を提供するところです。

※児童扶養手当を受給している方は、負担金の一部を減免する制度があります。



放課後児童クラブ

お問い合わせ先

甲府市役所子ども保育課 Tel 237-5092（直通）

● ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の方が、病気・出張・冠婚葬祭や、自立のための技能習得・就職活動等の理由により、一時的に手助けを必要としているときに、家庭生活支援員によるサポートを受けることができます。利用するにあたっては、あらかじめ利用登録が必要となります。

＜支援要件＞

母子家庭・父子家庭・寡婦で、一時的に保育サービスや生活援助を必要としていること。

・自立促進に必要な事由 …技能習得のための通学、就職活動等

・社会的な事由 …病気、出張、残業、看護、事故、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加

・生活環境が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている場合

＜支援内容＞

・子育て支援 子どもの預かりなど

・生活援助 家事、買い物など

＜利用者負担＞

利用世帯区分	利用者負担（1時間あたり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円



ひとり親家庭等に対する日常生活支援事業

お問い合わせ先

(財)山梨県ひとり親家庭福祉連合会 Tel 252-7014

甲府市役所子育て支援課 Tel 237-5674

福祉資金の貸付制度

甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的自立と生活意欲の助長、児童の福祉を推進することを目的とするものです。貸付の審査に時間がかかりますので、早めにご相談ください。

＜貸付対象者＞

- ・母子家庭の母、父子家庭の父
- ・寡婦（配偶者のない女子でかつて母子家庭の母であった方）
- ・40歳以上の配偶者のない女子（未婚で独身の方は含みません）

※就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金については、お子さん自身に貸付できる場合もあります。詳しくはご相談ください。

※寡婦または40歳以上の配偶者のない女子で現に子を扶養していない方は、災害等特別の事情がある場合を除き、前年度の所得が203万6千円を超えると対象外になる等、貸付にあたっては所得制限があるため、詳しくはお問い合わせください。

＜貸付要件＞

- ・甲府市内に居住していること
- ・児童の福祉、自立助長につながり、償還が達成できる見込みがあること

＜母子・父子・寡婦福祉資金の内容＞

※令和7年4月1日時点

資金名	貸付対象内容	貸付限度額	措置期間	償還期限	利率
事業開始	事業を始める場合、設備、材料、商品等の購入にあてるための資金	3,580,000円 団体貸付 5,370,000円	1年	7年以内	年1.0%※1
事業継続	事業を継続するのに必要な材料の購入や、店の改造、拡張にあてるための資金	1,790,000円	6か月	7年以内	年1.0%※1
技能習得	事業を開始し、または就職するために必要な知識・技能を習得するための資金	月額 68,000円 特別 460,000円※2 一括 816,000円	技能習得後 1年	10年以内	年1.0%※1
就職支度	就職するために必要な衣服、はきものなどの身の回りの品を整えるための資金	110,000円 特別 340,000円※3	1年	6年以内	【児童分】 無利子 【その他】 年1.0%※1
医療介護	母子・父子・寡婦が医療を受けるのに必要な資金	340,000円 介護分 500,000円※4 特別分 480,000円	療養後 6か月	5年以内	年1.0%※1
生 活	技能習得資金を受けている期間中の生活資金	月額 141,000円	技能習得後 6か月	知識技能 10年以内	年1.0%※1
	配偶者のない女子又は男子となって7年末満の者へ貸付ける生活資金（限度額有）	月額 114,000円※5 生計中心者でない場合 月額 76,000円※6 一括 1,368,000円※7	療養後、生活安定貸付期間終了後又は失業貸付期間終了後 6か月	医療・介護 5年以内 生活安定 8年以内 失業 5年以内 家計急変 10年以内	年1.0%※1
住 宅	住宅の新築、購入、補修、増改築に必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円	6か月	6年以内 特別 7年以内	年1.0%※1
転 宅	転居するための資金（敷金、権利金等）の一時金にあてるための資金	260,000円	6か月	3年以内	年1.0%※1
就学支度	小・中・高校・大学等への入学、修学施設への入所に必要な入学金等の支度金	※9 別表2参照	卒業後 6か月	5年以内	無利子
修 業	子が事業開始や就職のために必要な知識、技能を習得するための資金	月額 68,000円 特別 460,000円	修業後 1年	10年以内	無利子
修 学	高校・高専・大学に修学中の学費にあてるための資金	別表1 参照※9	卒業後 6か月	10年以内 専修（一般） 5年以内	無利子
結 婚	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が扶養している子の結婚資金	330,000円	6か月	5年以内	年1.0%※1

別表 1 修学資金（月額）貸付限度額一覧表

学校種別	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
高等学校 専修学校（高等課程）	27,000	34,500	45,000	52,500
高等専門学校	1~3年 31,500 4~5年 67,500	1~3年 33,750 4~5年 76,500	1~3年 48,000 4~5年 98,500	1~3年 52,500 4~5年 115,000
専修学校（専門課程）	67,500	78,000	89,000	126,500
短期大学	67,500	96,500	93,500	131,000
大学	71,000	108,500	108,500	146,000
大学院	修士課程	132,000		
	博士課程	183,000		
専修学校（一般課程）	54,000			

別表 2 就学支度資金貸付限度額一覧表

学校種別	自宅通学		自宅外通学
小学校	64,300 ^{※10}		
中学校	81,000 ^{※10}		
高等学校 専修学校（高校課程）	国公立	150,000	160,000
	私立	410,000	420,000
専修学校（一般課程）		150,000	160,000
大学・大学院 短期大学 専修学校（専門課程） 高等専門学校	国公立	420,000	430,000
	私立	580,000	590,000
修業施設	中学卒業者	150,000	160,000
	高校卒業者	272,000	282,000

※1 連帯保証人のある場合は、無利子

※2 自動車運転免許の取得に係る特別貸付

※3 自動車により通勤することが必要であると認められる場合であって自動車購入に係る費用を含めた貸付

※4 償還払いとなる介護サービス費の立替えに係る貸付けであって、介護給付がなされれば明らかに貸付額全額の償還が可能と見込まれるものは、償還計画作成時に介護給付がなされる時期の翌月を償還期限とした1回払いとする

※5 家計急変の場合は、児童扶養手当に準拠した額の範囲内

※6 生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子、男子となって7年未満の者へ最大2,736,000円を限度に貸付（母子福祉資金、父子福祉資金が対象）

※7 生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用（12ヶ月相当）を一括貸付可能

※8 住宅に要する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。土地取得のみは対象外

※9 年収が一定額を超える方又は高等教育の修学支援新制度対象の方は、限度額が変更される

※10 母子・父子家庭が対象

○甲府市利子補給事業

母子・父子・寡婦福祉資金を償還した人に対し、甲府市では利子分の補給を行っています。（利子の付く貸付金でも、結果的には無利子で資金の利用ができます。）

お問い合わせ先
甲府市役所子育て支援課 TEL 237-5674



母子父子寡婦福祉資金
貸付金

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、次のような世帯の経済的自立と生活意欲の促進を図ることを目的に、社会福祉協議会と民生委員の指導と援助のもとに、必要な資金を貸付けています。

＜対象者世帯＞

低所得世帯（資金の種類により高齢者世帯、障がい者世帯、失業者世帯などの条件も必須となります）で、金融機関や他の公的機関等から資金貸付や給付が困難な世帯



生活福祉資金の貸付

お問い合わせ先

甲府市社会福祉協議会 Tel 225-2118

母子寡婦短期援助資金貸付事業

1年以上甲府市ひとり親家庭福祉連合会（旧：母子寡婦福祉連合会）に加入している方を対象に、経済的自立の助成として資金の貸付を行っています。（貸付額は1口20,000円）

- ・療養資金： 5口まで 医療を受けるのに必要な資金
- ・冠婚葬祭資金： 5口まで 結婚、葬礼に際し必要な資金
- ・営業（営農）資金： 10口まで 事業を開始又は継続するのに必要な資金
- ・住宅関係資金： 5口まで 現在居住している住宅の増改築・移転等に必要な資金
- ・緊急資金： 5口まで 生活必需品の購入及び就職その他緊急な場合に必要な資金
- ・就学資金： 10口まで

お問い合わせ先

甲府市ひとり親家庭福祉連合会 Tel 253-6436

生活に困窮したとき

生活保護制度

資産や扶養親族等の援助が無く、病気や障がい、その他の事情で生活に困窮されている方は、生活保護により一定の基準に基づき生活保護を受けることができます。各地区の民生委員・児童委員、または生活福祉課にご相談ください。



生活保護制度について

お問い合わせ先

甲府市役所生活福祉課 Tel 237-5431

生活全般について相談したいとき

＜子育て支援課子ども・青少年総合相談センター「おひさま・あおぞら」＞

「おひさま」（子ども子育て相談担当）

「おひさま」では妊娠・出産以降の、市や県の子育て支援制度等の情報提供や養育困難など、子育て全般の相談に家庭児童相談員・保健師・社会福祉士などが対応しています。

「あおぞら」（青少年相談・ヤングケアラー担当）

「あおぞら」では子ども・青少年自身の悩みやヤングケアラーなどに対応しています。社会福祉士などが対応します。

・開設時間 午前8時30分～午後5時15分（ただし土日祝日・年末年始は除く。）

・電話番号 おひさま 237-5917（直通）
あおぞら 221-3011（直通）

・メール おひさま ohisama@city.kofu.lg.jp
あおぞら aozora@city.kofu.lg.jp



子ども・青少年総合
相談センター
「おひさま・あおぞら」

※メールは24時間受信可能ですが、職員が確認するのは上記の相談時間に限られます。
また、返信にお時間を要する場合があります。

＜甲府市ひとり親家庭相談員＞

甲府市には、皆さんのお住いの地区に「ひとり親家庭相談員」がいます。生活の悩みごと、お子さんの将来のこと、資金借入れ等の福祉制度など、どんなことでもお気軽にご相談ください。秘密は固く守られます。

※表紙の裏面に、担当相談員を確認の上、記載してガイドブックをお渡しします。

＜子育て相談総合窓口かるがも＞

子育てに関する種々の問題について、電話相談・面接相談を行っています。

また、月2回臨床心理士によるカウンセリングも行っています。（要予約）

- ・電話番号 228-4152
- ・面接相談場所 男女共同参画推進センター1階（事前にお電話ください。）
- ・開設時間 月曜日～金曜日は午前9時から午後4時30分まで
土曜日・日曜日・祝日は午前9時から午後3時30分まで
(第2・第4月曜日、年末年始は除く)

＜男女共同参画推進センター＞

男女共同参画推進センターでは、女性の様々な悩みごとについて、専任の女性相談員が相談に応じています。

- ・電話番号 237-7830
- ・開設時間 第2・第4月曜日・年末年始を除く毎日
午前9時から午後5時（受付は午後4時まで）



男女共同参画推進センター
(びゅあ組合)

＜山梨県中央児童相談所＞

18歳未満の児童のあらゆる養育環境・心身の障がい・問題行為・虐待などの悩み事に対する電話相談を行っています。

- ・電話番号 288-1561
- ・開設時間 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時まで

＜山梨県女性相談所＞

女性が抱えている家庭や職場等での問題について相談に応じたり、夫や交際相手等の暴力から逃ってきた方を保護・支援します。

- ・電話番号 254-8635
- ・開設時間 月曜日～金曜日 午前9時から午後8時まで



行政相談

＜甲府市役所 行政相談窓口＞

離婚、夫婦・親子関係などの暮らしの法律無料相談を行っています。

- ・電話番号 237-5298 協働推進課
- ・開設時間 相談は予約制になっております。

ひとり親家庭福祉連合会（旧：母子寡婦福祉連合会*）

母（または父）のひとり親家庭及び寡婦家庭の福祉の増進を図るとともに、より良い社会の形成に寄与することを目的とした全国組織の団体です。現在、山梨県には山梨県ひとり親家庭福祉連合会があり、各市町村にも会が組織されています。

当会では、母子（父子）福祉に関する情報提供、相互扶助など各地の実情に応じた事業を行っています。加入を希望される方は、子育て支援課までご相談ください。年会費は500円です。

※令和7年10月1日に名称変更しました。

＜主な事業＞

- 母子家庭等就業・自立支援センター (12ページをご覧ください。)
- ひとり親家庭等日常生活支援事業 (13ページをご覧ください。)
- 母子寡婦短期援助資金貸付事業 (16ページをご覧ください。)
- 母子父子家庭交流事業（母と子の集い） 親子のきずなを強めるレクリエーション等を実施

— 甲府市ひとり親家庭応援ガイドブック —



甲府市役所子ども未来部子ども未来総室

子育て支援課

(TEL) 055-237-5674